



第 2 部

基本構想

まちづくりの方針

1 まちづくりの将来像

ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね

- ◆本町は、利根川を背景とした自然・田園環境、歴史など、魅力があり個性的な地域資源が多数あります。このような地域資源を活かして、「利根町らしさ」に磨きをかけ、自然・田園環境などが共生する環境のなかで、快適で誰もが住みたくなるまちづくりを進めます。
- ◆本町の町民は「元気」であることに着目して、町民と地域がいきいきと躍動し、交流を深めながら、「利根町に住みたい」と誰もが思うようなまちづくりを進めます。
- ◆今までどおりの発想ではなく、「利根町らしさ」についても、既成概念にとらわれず、今あるものを最大限に活用し、多様性をキーワードとし、アイデアを町民が出し合い、おもしろいまちを志向します。
- ◆本町の将来像は、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」とし、想いを町民と共有し、住民協働でまちづくりを進めます。

まちづくりの基本方針

基本方針① 安全で人にやさしい快適なまちづくり

基本方針② いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

基本方針③ 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

基本方針④ みんなが集まるおもしろいまちづくり

基本方針⑤ みんなが主役でともに進むまちづくり

また、本計画が、まちづくりの共通目標として幅広い層に親しまれ、多くの町民の参画・協働が得られるよう、計画の愛称を「とね魅力アップビジョン」とします。

計画の愛称

とね魅力アップビジョン



2 まちづくりの基本方針

本町の将来像を実現するための基本方針を以下のように設定します。

基本方針① 安全で人にやさしい快適なまちづくり

都市基盤・生活環境等

土地利用・住環境等

- ◆自然・田園環境と都市機能がバランスよく調和した土地利用，都市基盤の充実を図るとともに，都市生活機能をコンパクトに集約，配置し，利便性の高い住環境づくりに努めます。
- ◆河川景観や集落景観を活かし，魅力のある田園都市景観の創出を図るとともに，町民の憩いの場となる身近な公園の整備充実を図ります。
- ◆空き家の適正管理に努めるとともに，空き家・空き地バンクを活用し，子育て世帯を中心とする町外居住者の移住・定住を推進します。

自然環境等

- ◆分別回収を徹底し，ごみの減量化と再資源化を推進し，地球にやさしい地域環境を創出します。

道路・交通等

- ◆歩行者や車両が安心して快適に通行できる道路環境づくりに一層努めるとともに，福祉バスやふれ愛タクシーなどとの連携による新たな取り組みやバス路線のあり方を検討し，公共交通に対する町民ニーズに対応するよう努めます。
- ◆栄橋の渋滞の緩和や広域道路の整備を進めるため，国・県への要望活動を推進します。

上下水道等

- ◆安全で安心な水道水の供給を図るとともに，下水道などの施設の維持管理を計画的に推進し，町民の生活環境の向上や河川などの水質保全に努めます。

防災等

- ◆各種災害に対応できるよう，体制の強化や指定避難場所などの確保に努めます。

交通安全・防犯等

- ◆交通安全や防犯に対する意識を醸成し，安全なまちづくりを進めます。

基本方針② いつまでも健康で元気あふれるまちづくり

保健・医療・福祉等

保健・医療等

- ◆ 町民全体の健康寿命を延伸するため、健康相談や訪問指導をとおしての予防対策や、こころの健康づくり・食育の推進・感染症予防、健康増進施設の運営に携わる企業の誘致など、多面的に支援するとともに、高齢者が健康で生きがいを感じながら、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、保健・医療・福祉の連携を図ります。
- ◆ 妊娠期から高齢期までのライフステージに対応した保健施策を充実します。
- ◆ 専門医の受診や入院が必要な場合は、町外の医療機関に出向かなければならないため、更なる広域的連携を図るとともに、町内外の医療機関と連携を強化し、地域医療体制の充実に努めます。

福祉等

- ◆ 町民の誰もが、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるよう、町民が主体となって支え合い、助け合う地域福祉の充実に努めるとともに、自助、互助、共助、公助を組み合わせた地域包括ケアシステムの体制を整備します。
- ◆ 高齢者が、住み慣れた環境のなかで安心して生活を送れるよう、保健・医療・介護の関係組織の相互の連携強化を図ります。
- ◆ 障がい者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援体制や日中活動の場の確保・支援を充実するとともに、自立した生活を送れるよう、地域住民が支え合い、助け合う仕組みの構築に努めます。

社会保障等

- ◆ 町民の誰もが、安心して生活するための社会保障システムについては、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療などの制度理解の促進と適正な運営に努めます。



3歳児健康診査



基本方針③ 誰もが夢を持ち輝き続けるまちづくり

子育て・教育・生涯学習等

子育て等

- ◆「安心して子どもを産み 健やかに子育てできる 環境づくり」を基本方針として、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めます。
- ◆出産や子育てに対する精神的な不安を和らげるため、必要な情報提供や健康相談・保健指導の充実を図ります。

教育等

- ◆学校、家庭、地域がそれぞれの役割を十分に果たしながら、社会全体で子どもたちを守り育てる体制を構築いたします。その上にとって「学力向上」「道徳教育」「健康と体力向上」のバランスのとれた子ども達の育成を目指します。
- ◆特色ある教育を進めるため、英語教育・プログラミング教育などの先進的な教育を推進するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した心の教育の充実、幼・小・中・高・大学との連携教育など、地域社会全体で子どもを守り育てる体制を構築するよう努めます。

生涯学習等

- ◆町民が生きがいを持ち、うるおいのある地域づくりを進めるため、生涯の各時期に求められる学習活動やボランティア活動、ふれあいを求める文化活動、健康で活気に満ちた生活のためのスポーツ活動の推進を図ります。
- ◆町民とともに育んできた地域の芸術・文化・イベントを次世代へ継承するとともに、町民主体のまちづくりの推進や参加者の拡大に向けた取り組みを充実します。



利根地固め唄(茨城県指定無形文化財)



子育て支援センター

基本方針④ みんなが集まるおもしろいまちづくり

産業等

農業等

- ◆ 産業の中心である農業では、効率的な経営規模の拡大と経営の近代化、経営感覚に優れた能力を持った農家や生産組織など、企業的農業経営体の育成を図ります。
- ◆ 生産者・消費者などの連携を深め、地域内流通及び地域内消費を目指し、地域特産品づくりをはじめ、地場産業事業の普及・推進及び地元産物の供給や地産地消の推進に努めるとともに、町外へのPRを進めます。

商工業等

- ◆ 跡地利用などによる企業誘致に努めるとともに、町商工会と連携し、ビジネスの創出を支援するため、起業や創業がしやすい環境整備に努めます。
- ◆ 町内商業の振興と地元経済の活性化を図るため、郊外型大型店舗へ流れる消費者が少しでも本町の商店で買い物をするように、町商工会との連携を強化します。

観光・交流等

- ◆ 魅力を広くアピールし、観光PR、特産品の紹介、地域活性化などを推進します。
- ◆ 観光で訪れる人や交流人口を増やすため、町内の史跡や名所などのインフラ整備を進めるとともに、産学官連携によるスポーツ、芸術・文化などのPRに努めます。
- ◆ 利根川や新利根川の自然を活用したまちおこし・地域おこしを行うため、栈橋・船着場の新設整備を国に要望していきます。
- ◆ 町公式SNSの特性に沿った情報発信の視点からの発信を充実します。



納涼花火大会



基本方針⑥ みんなが主役でともに進むまちづくり

住民協働・行政運営等

住民協働等

- ◆ 町民が、まちづくりの主役となり活躍できるように、情報の共有やまちづくり団体の育成・支援など、地域の力が生きる協働のまちづくりを行う体制整備を推進します。
- ◆ 未来を担う若者たちの「元気」が、本町を若返らせ、活性化させるための無限の可能性を秘めた貴重な資源と捉え、「利根町元気プロジェクト！」を推進します。
- ◆ 男女がお互いの人格を尊重し、女性が社会のあらゆる分野において参画できる環境づくりを進めるとともに、今後増加が予想される外国人を含めた暮らしやすい多文化共生のまちづくりに努めます。

行政運営等

- ◆ 行財政の健全な運営、効率化などに努め、適正で計画的な行政運営を推進します。
- ◆ 行政運営において、積極的にICT（情報通信技術）の利活用を推進し、時代に即した町民サービスの向上に努めます。
- ◆ 本町の魅力を効果的なシティプロモーション*により町内外へ広く発信するなど、本町の認知度や魅力度を高め、移住者・定住者の獲得につなげるための取り組みを推進します。
- ◆ 移住・定住に関して、在宅で仕事ができる人など、本町が求める人材を検討します。



ゆかたde撮影会(利根町元気プロジェクト！)

* シティプロモーション:地域の魅力をさまざまな目で発見、発掘、創造し、それらを地元だけではなく、外の人たちとも共有し合い、元気で活力のある「都市」という共通のステージをみんなの力で創っていかこうとする取り組み

第2章

計画の将来フレーム

1 将来人口

国勢調査の人口推移をみると、本町の人口は、減少傾向で推移しています。

平成17～27年の実績に基づくコーホート法による将来人口の推計では、減少傾向が続き、2030年(平成42年)には、12,496人まで減少すると予測されます。また、年齢3区分別人口では、0～14歳の年少人口が857人(6.9%)、15～64歳の生産年齢人口が5,560人(44.5%)、65歳以上の高齢者人口が6,079人(48.6%)と予測されます。

計画の目標年次である2030年(平成42年)の想定人口を12,500人とします。

人口ビジョンの推計値は、平成22年を基準としており、出生率や社会動態が改善された目標的な推計となっているため、コーホート法による将来人口の推計と比較すると、平成27年度において、実績値と約500人の乖離が出ており、2030年(平成42年)では、約2,200人少なくなっています。

(単位:人, 下段%)

	2005年 平成17年	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年
総人口	18,024	17,473	16,313	15,300	14,040	12,496
年少人口 (14歳以下)	1,787 (9.9)	1,721 (9.9)	1,468 (9.0)	1,240 (8.1)	1,017 (7.2)	857 (6.9)
生産年齢人口 (15～64歳)	12,652 (70.2)	10,837 (62.0)	8,428 (51.7)	7,006 (45.8)	6,235 (44.4)	5,560 (44.5)
高齢者人口 (65歳以上)	3,585 (19.9)	4,915 (28.1)	6,417 (39.3)	7,054 (46.1)	6,788 (48.4)	6,079 (48.6)

* 人口はコーホート法で推計。年齢不詳は案分して推計しています。

(平成17～27年が実績値, 2020年(平成32年)～2030年(平成42年)が推計値)

* コーホート法とは:「コーホート」とは、年齢区分ごとの人口集団を意味し、「コーホート法」とは、そのコーホートの時間的な変化を基に将来人口を推計する方法です。今回の人口推計では、国勢調査実施年である平成17年から平成27年の5年ごとに、人口を男女別・年齢別(5歳ごと)に区分し、センサス変化率を用いたコーホート法により、人口を推計しています。

(参考:人口ビジョンの推計)

	2010年 平成22年	2015年 平成27年	2020年 平成32年	2025年 平成37年	2030年 平成42年
総人口	17,472	16,814	16,196	15,497	14,706
年少人口	1,721 9.9%	1,593 9.5%	1,510 9.3%	1,562 10.1%	1,720 11.7%
生産年齢人口	10,836 62.0%	8,887 52.9%	7,789 48.1%	7,295 47.1%	6,908 47.0%
高齢者人口	4,915 28.1%	6,334 37.7%	6,897 42.6%	6,639 42.8%	6,079 41.3%

* 年齢不詳は案分して推計しています。(平成22年が実績値, 2020年(平成32年)～2030年(平成42年)が推計値)



2 土地利用基本構想

本計画の目指す将来像を実現するため、必要な都市機能配置を含む土地利用の望ましいあり方と、これに基づく本町ならではのまちづくりの展開方向を以下のように定めます。

(1) 土地利用の方針

① 基本的な考え方

地区の特性を勘案したメリハリのある土地利用

本町の立地特性や、現有する歴史的資源及び利根川、小貝川などの自然的資源の有効活用を基本として、それらと市街化の進行との調和を図ります。

こうした基本的な考え方に基づき、本町の産業振興に資する土地利用を図り、地区の活力のみならず都市拠点と、生活しやすい住環境の形成を目指して、都市の整備を展開します。

コンパクトシティ*の形成に向け、都市的活動を展開する地区や新たな産業を誘導する地区などの土地利用のあり方を明確にし、地区の特性を勘案した土地利用規制・誘導策によりメリハリのある土地利用を図ります。

② 基本方針

基本方針1 商業、サービス、産業機能を集積させた魅力ある都市の創造

県道千葉亀ヶ崎線沿いに、買い物や娯楽、更には健康増進などやすらぎと交流の空間を持つ、魅力的で賑わいのある商業地の形成を図ります。

基本方針2 生活しやすい住環境の形成

既存住宅地を中心に、生活の利便性と快適性を実感できる暮らしやすい住宅市街地の形成を図ります。

基本方針3 地区活力の増大に資する産業用地の確保

県道美浦栄線バイパスの整備に伴う地区ポテンシャルを活かし、地区活力の増大を目指した産業用地の確保を図ります。

*コンパクトシティ：都市計画やまちづくりの理念、あり方を示す概念。住宅、職場、店舗、病院など、生活に必要な機能をまちの中心部に集めることで、マイカーに頼らず、公共交通機関や徒歩で暮らせるまちにすること

基本方針4 優良農地の保全と10次産業^{*1}の検討

優良農地を積極的に保全しつつ、6次産業の育成を図るとともに、10次産業についても検討します。

基本方針5 やすらぎと交流のための空間の創出

町民をはじめ、町外の人々も利根川や小貝川、新利根川などの水や緑の自然を保全・活用しながら、憩いややすらぎの空間として適切な整備を推進します。

また、各種イベントやスポーツレクリエーション活動などをつうじてふれあい交流できる賑わい空間を創造します。

基本方針6 地区の活性化に資する既存ストックの活用

空き家・空き店舗及び未利用となった公共用地などの有効活用を図るため、市街化調整区域における地産地消レストランや地域コミュニティカフェ^{*2}などの利用に向けた緩和策を講じます。

また、閉校になった小学校などの公共建築物や未利用となっている公共用地について新たな活用方法による利活用を促進します。

③ 基本的な方向性

〈1〉都市的土地利用

現在、用途地域指定されている市街化区域や幹線道路沿道などについて、個々の地区にふさわしい居住機能及び都市機能の誘導により、利便性の向上を期する都市的土地利用を展開します。

①市街化区域エリア

取組の方向性 ◆ 都市機能集積とまちなか居住を誘導する土地利用の推進

町民生活を支える多様な都市機能を有し、多くの人が集まる住区として、土地の有効活用、高度化など、人口の集積に向けた土地利用の検討を進めます。

主な取組

- 住民サービス施設などの集積に向けた土地利用の促進
- 市街地への居住の誘導
- 生活の利便性向上に資する商業機能などの適正配置
- 低未利用地の有効活用

*1 10次産業:1次産業, 2次産業, 3次産業プラス4次産業(観光)を想定した産業振興

*2 コミュニティカフェ:地域の人たちが集まる居場所を提供することが主な目的



②市街化調整区域エリア

取組の方向性 ◆ 周辺環境に配慮した計画的な土地利用の誘導

市街化調整区域エリアは、優良農地などの保全を図るとともに、空家等の既存ストックを有効的に活用するため、都市的土地利用の誘導を検討します。

また、住宅地が形成されている地区については、周辺の自然環境に配慮した住宅地として、都市的土地利用を図ります。

主な取組

- 空家等の既存ストック用途緩和

〈2〉自然的土地利用

①田園環境共生エリア

取組の方向性 ◆ 良好な田園環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

農業生産機能と生活機能が調和、共生した土地利用の保全、誘導を図る地区づくりを行います。

主な取組

- 優良農地の無秩序な開発を抑制し、農業関連計画と連携した農地の保全
- 田園集落にふさわしい土地利用の誘導
- 歴史文化と緑地環境保全などに配慮した農住生活環境の維持

②自然環境共生エリア

取組の方向性 ◆ 豊かな自然環境の保全に配慮した秩序ある土地利用の誘導

森林や水辺の自然環境と集落など人間の諸活動に伴う施設、生活機能との調和、共生を図る地区づくりを行います。

主な取組

- 利根川などの水辺環境の保全
- 森林環境の保全

施策の体系

〔まちづくりの将来像〕
ともに創ろう
みんなが住みたくなるまち とね



基本方針

基本施策

<p>① 安全で人にやさしい 快適なまちづくり</p>	1	快適な住環境の整備
	2	環境対策の充実
	3	道路・交通網の整備
	4	安全で自然環境にやさしい上下水道の管理運営
	5	防災対策の充実
	6	防犯・交通安全の充実
<p>② いつまでも健康で 元気あふれるまちづくり</p>	1	健康づくりの推進
	2	支え合う福祉の推進
	3	みんなを支える社会保障制度の充実
<p>③ 誰もが夢を持ち 輝き続けるまちづくり</p>	1	子育て環境の充実
	2	特色ある学校教育の推進
	3	学びやすい生涯学習環境の整備
	4	参加しやすい文化・スポーツ環境の整備
<p>④ みんなが集まる おもしろいまちづくり</p>	1	魅力ある農業振興
	2	地域特性を活かした商工業の育成
	3	活気あふれる交流・観光の推進
<p>⑤ みんなが主役で ともに進むまちづくり</p>	1	町民参加体制の充実
	2	誰もが尊重される環境の整備
	3	町民参加を進める広報・広聴の推進
	4	効果的・効率的な行財政運営の推進